

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。
陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得等をご承知の上、ご参加ください。
令和8年10月16日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也
(公 印 省 略)

1 工事概要

- (1) 工 事 名：公務員宿舎洗面台取替工事
- (2) 工事場所：陸上自衛隊春日井駐屯地 宿舎地区
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである（仕様書のとおり）。
- (4) 工 期：令和9年3月31日
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同等の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 2級建築施工管理技士又は建築関係同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「**建築工事**」のうち、平成30年度以降令和6年度までに完成・引渡ししが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) **近畿中部防衛局管轄区域内**（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に当該工事業にかかる許可に基づく**本店、支店又は営業所が所在すること。**
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者
- (15) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって、法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札に関する事項

〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊

担 当：岩崎

TEL：0568-81-7183（内線345）

FAX：0568-81-9072

E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書及び現場確認調整に関する事項

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊 厚生科

担 当：大西

TEL：0568-81-7183（内線368）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年10月16日から入札日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

中部方面会計隊のHP（<https://www.mod.go.jp/gsdf/mea/mafin>）でダウンロード若しくは陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限：令和8年10月29日 午後5時00分

イ 提出方法：陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊に持参、郵送またはFAXとする。FAXした際は必ず一報すること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限：令和8年11月26日 午後5時00分

イ 提出方法：陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊に持参又は郵送とする。

(5) 開札の日時及び場所等

ア 日 時：令和8年11月27日 午前9時00分

イ 場 所：陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊入札室

ウ その他：新型コロナウイルス又はインフルエンザ等感染防止のため、郵便入札（持参可）のみとする。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証証券契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額または保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。契約金額が150万円未満の場合は公共工事履行保証証券の提出は免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った

価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（予決令第86条の調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。
- (11) 契約書作成の要否
要
契約条項は、建設工事請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を適用する。
- (12) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 詳細は、入札説明書による。
- (16) 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。
- (17) 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに工事件名を記載する。
契約担当官は、入札書及び工事費内訳明細書を受領する際に、持参した者について、入札書を提出する権限の有無を委任状により確認して、入札件名、開札日時及び会社名が記載された封筒を受領し、その場で開封し、入札書在中と記載された封筒及び工事費内訳明細書の入った封筒を確認し、受領書を2部作成の上、1部を交付することとする。
- (18) 陸上自衛隊の建設工事に係る入札心得書等及び標準契約書の内容を遵守すること。
- (19) 郵便入札にて実施する。
- (20) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (21) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (22) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

公務員宿舍洗面台取替工事

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊

名 称	公務員宿舍洗面台取替工事				
図面名称	表 紙				
業務隊長	厚生科長	管理科長	営繕班長	給排水係長	厚生班長
了	了	了	了	了	大西
春日井駐屯地業務隊厚生科厚生班				図面番号	1 / 6

仕 様 書

1 件 名 公務員宿舍洗面台取替工事

2 場 所 陸上自衛隊春日井駐屯地 宿舍地区

3 工事時期 契約締結日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
(ただし、 2 月末までに工事を完了することを基準とする。)

4 工事概要 洗面台取替

内 容	概 要	数 量	備 考
機械設備 工事	化粧洗面台撤去	3 0 組	
	化粧洗面台新設	3 0 組	
	既設タオル掛け移設	3 0 個	
	止水栓新設、既設管へ接続	1 式	
	通水・通電試験	1 式	
	産業廃棄物収集運搬処置		

5 一般事項

- (1) 本仕様書において特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記によるほか、メーカー仕様等の関係諸基準によるものとする。
- ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- (7) 公共建築工事標準仕様書（ 建築・電気・機械設備工事編）
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（ 建築・電気・機械設備工事編）
- イ 防衛省整備計画局制定 土木工事共通仕様書
- (2) 駐屯地内、工事関係車両の通行ルートの安全対策については、請負者の責任において十分管理することとし、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等は土砂等の飛散物による粉塵等が発生しないように清掃すること。
- (3) 請負者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官の了承を得た後に作業を実施すること。
- (4) 仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。
- 項目は、国土交通省営繕部制定「営繕工事写真撮影要領（ 最新版） 」に従い作成すること。
- また、写真は、工事完了後、速やかに印刷し、整理し 1 部提出すること。
- (6) 工事は請負業者の責任作業とし、工事に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (7) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等についてはあくまで標準寸法であるため実際の作業に際しては現場での寸法、収まり等を優先する。
- その際、寸法又は位置を変更し、これらによって数量等を幾分増減するなどの軽微な変更は監督官の指示に従うものとする。その場合において請負金額の増減、または工期の延長はしないものとする。
- (8) 設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質、性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法等の提案がある場合は、監督職員と協議をすること。
- (9) 工事に際し設置又は既設部分への補強及び養生等が必要と考えられる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (10) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
- (11) 本工事の施工により発生した発生材において、売払可能なものは官側の指定した場所へ種類毎に整理し、発生材調書と共に官側へ引継ぐものとする。
- その他の産業廃棄物の処分（ 又は特定建設資材の再資源化に係る処分） は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（ 又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（ 平成 1 2 年法律第 1 0 4 号） ） に基づいて適正に処分すること。
- (12) 本工事で使用する材料については、グリーン購入法適合品の使用に務め、全て新品とする。
- また、材料承認願と承認図を事前に提出して、監督官の承認を受けたものを使用すること。

- (13) 本工事の施工に際し、関係官公庁に届出等が必要な場合は、請負者の責任において実施すること。
- (14) 工事実施日については、基本的に平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
- やむを得ず、午後 5 時以降まで工事が及ぶ場合には、当日の午前 1 2 時までに監督官の承認を受けものとする。
- (15) その他不明な事項等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

7 特記事項

(1) 共通

ア 体温が 3 7. 5℃以上の作業員は作業の参加は認められない。

イ 石綿障害予防規則、関係法令、通知及び大気汚染防止法に基づき、監督官の指示のもと石綿含有事前調査を実施して、都道府県及び労働基準監督署へ報告すること。

ウ 石綿含有事前調査結果に基づいて必要な処置について、監督官と調整して施工すること。

(2) 機械設備工事

ア 既設化粧洗面台は以下の通りである。

・株式会社 I N A X 化粧台本体 LBR-754S

・株式会社 I N A X ミラーキャビネット MFN-751A（BL）

イ 新設化粧洗面台については、以下の通りを参考とし、同等品以上のものとする。

記載している型番等はあくまでも参考であり、製造者等記載している型番を指定しているわけではない。

・間口750mm × 高さ1,730以上～ 1,900mm 未満

・シングルレバーハンドル混合栓

・化粧洗面台

LIXIL株式会社 AR3N-755SY/VP1H

・ミラーキャビネット

LIXIL株式会社 MAJX2-753TXSU

ウ 化粧洗面台設置後、通水・通電試験を行い、問題なく使用できるよう確認すること。

8 提出書類

- | | | |
|--------------------------|-------|-------------|
| (1) 工事工程表 | 2 部 | (契約後速やかに) |
| (2) 工事費内訳書 | 1 部 | (〃) |
| (3) 現場代理人通知書 | 1 部 | (〃) |
| (4) 現場代理人経歴書 | 1 部 | (その都度) |
| (5) 着工届・竣工届 | 各 2 部 | (その都度) |
| (6) 材料検査簿 | 各 1 部 | (その都度) |
| (7) 使用材料承認願・材料一覧表・承認図等 | 各 1 部 | (その都度) |
| (8) 出荷証明書 | 1 部 | (その都度) |
| (9) 発生材調書 | 1 部 | (完了後速やかに) |
| (10) 工事写真 | 1 部 | (完了後速やかに) |
| (11) 産業廃棄物管理票（写） | 1 部 | (完了後速やかに) |
| (12) 産業廃棄物収集運搬処分委託契約書（写） | 1 部 | (完了後速やかに) |
| (13) 施工体制台帳 | 1 部 | (完了後速やかに) |
| (14) その他指示された書類 | 必要部数 | |

9 完成検査

本工事の検査は、検査官の完成検査をもって検査合格とする。手直し等が生じた場合は、手直し終了後に再検査を実施する。

名 称	公務員宿舍洗面台取替工事		
図面名称	仕 様 書		
春日井駐屯地業務隊厚生科厚生班		図面番号	2 / 6

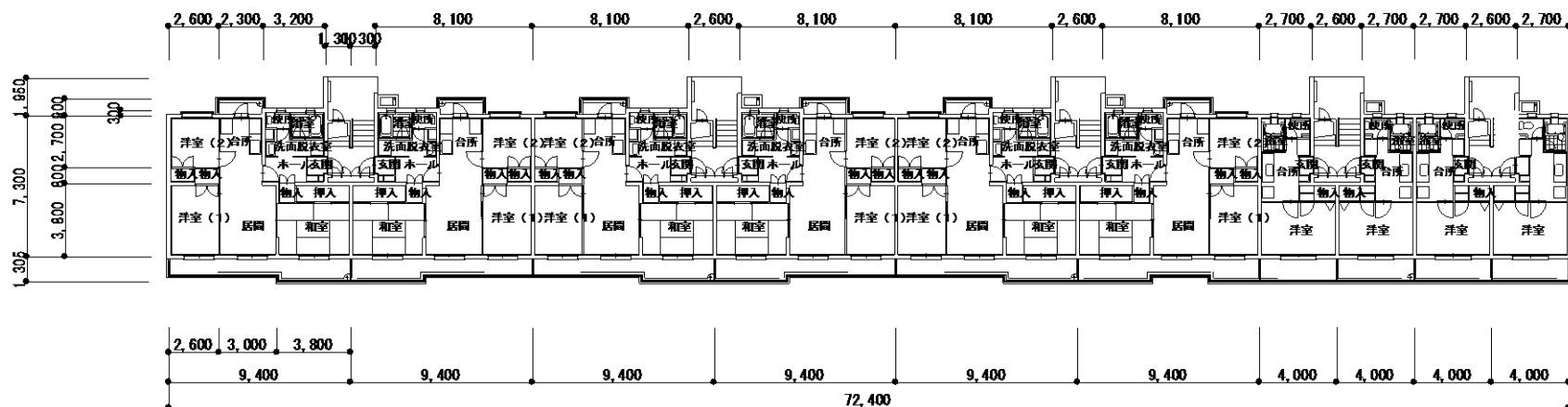
案内図 S=1/X

配置図 S=1/X

※ 別途配布

※ 別途配布

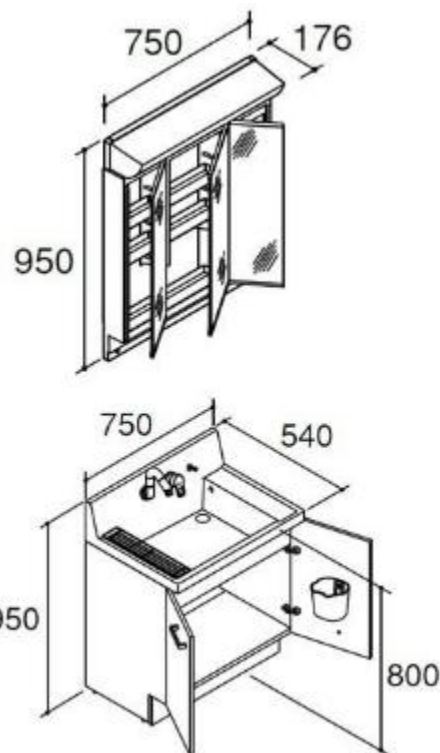
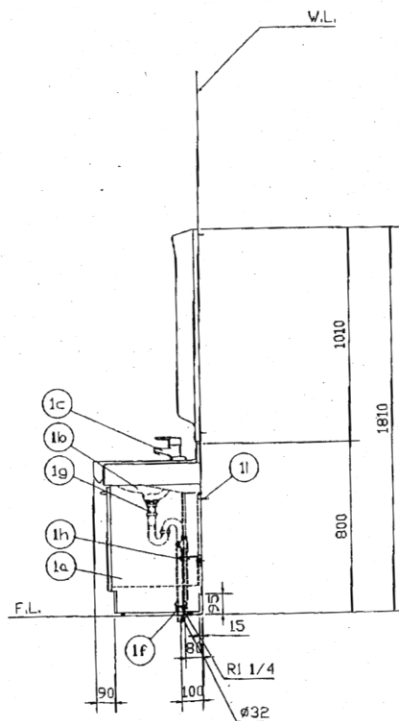
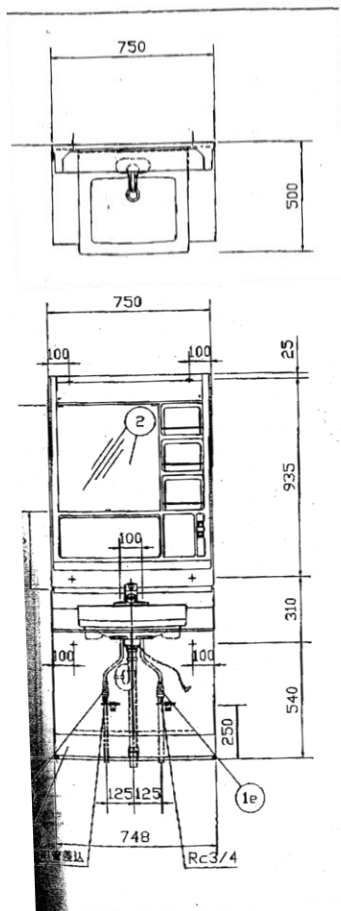
件 名	公務員宿舎洗面台取替工事	図 番	3 / 6
図 名	案内図・配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊厚生科厚生班			



平面図 (1階～5階)

器具品名	改修前	器具品名	改修後	数 量	備 考
株式会社INAX	化粧台本体 LBR-754S	化粧洗面台 LIXIL株式会社 AR3N-755SY/VP1H		1 台	
株式会社INAX	ミラーキャビネット MFN-751A (BL)	ミラーキャビネット LIXIL株式会社 MAJX2-753TXSU		1 台	

件 名	公務員宿舍洗面台取替工事	図 番	4 / 6
図 名	平面図（現況）	縮 尺	図 示
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊厚生科厚生班			



既設洗面化粧台図 (105～510 (30戸)) S=1/X

新設洗面化粧台図 (105～510 (30戸)) S=1/X

器具品名	改修前	器具品名	改修後	数 量	備 考
株式会社INAX	化粧台本体 LBR-754S	化粧洗面台	LIXIL株式会社 AR3N-755SY/VP1H	1 台	
株式会社INAX	ミラーキャビネット MFN-751A (BL)	ミラーキャビネット	LIXIL株式会社 MAJX2-753TXSU	1 台	

入 札 説 明 書

陸上自衛隊春日井駐屯地の[公務員宿舎洗面台取替工事](#)に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

令和8年10月16日

2 契約担当官

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也

〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地

3 工事概要

(1) 工事名

[公務員宿舎洗面台取替工事](#)

(2) 工事場所

[陸上自衛隊春日井駐屯地](#) [宿舎地区](#)

(3) 規 格

仕様書のとおり

(4) 工 期

令和9年3月31日

(5) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における[令和7・8年度](#)一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「[建築一式工事](#)」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) [防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D等級以上](#)であること。

(5) [平成20年度](#)以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同等の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 2級建築施工管理技士又は建築関係同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した、防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で、工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築工事」のうち、令和元年度以降令和7年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合にまでに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合(共同企業体を含む。)の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に当該工事業にかかる許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者
- (15) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 設計業務等の受注者等

上記 4 (10) の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- (1) 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

入札公告のとおり。

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び(5) から(14) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4 (2) から(4) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4 (2) 及び(4) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、入札公告に示すとおり。

- (2) 申請書は、別紙第 1 「一般競争参加資格確認申請書」により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成 20 年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、別紙第 2 「同種の工事の施工実績」に記載する工事及び別紙第 3 「配置予定の技術者」に記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙第 2 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記 4 (7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第 3 に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを

行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4「工程表」に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 情報保全に係る履行体制についての確認

平成30年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第5「誓約書」を提出し、有していない者は別紙第6「誓約書」を提出すること。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリングは必要に応じて電話等にて実施する。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、

FAXで、令和8年11月4日までに通知する。

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に郵送またはFAX等によるものとする。

イ 提出期間

競争参加資格確認通知書の通知の日から令和8年11月9日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年11月11日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）等を上記6に持参又は郵送・FAX等により提出する。

イ 提出期間

公告日から令和8年11月20日まで（行政機関の休日を除き午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。））

(2) (1)の質問に対する回答書は、入札日前日までの間、上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

入札公告のとおり。

イ 提出場所

入札公告のとおり。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

入札公告のとおり。

12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
 - ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間
上記10(1)アに同じ。
 - イ 提出場所
上記10(1)イに同じ。
 - ウ 提出方法
上記10(1)ウを参照
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、次のいずれかに該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
 - ア 未提出であると認められる場合
 - (イ) 工事費内訳明細書が白紙である場合
 - (ロ) 工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
 - イ 記載すべき事項が欠けている場合
数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
 - ウ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - (イ) 発注案件名に誤りがある場合

- (イ) 提出業者名に誤りがある場合
- (ウ) 工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- エ その他

他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開 札

- (1) 開札の日時及び場所
入札公告のとおり。
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。
- (6) 情報保全に係る履行体制の最終確認
入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙7から別紙10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
 - エ 入札書及び工事費内訳明細書を提出期限に提出しなかった場合
 - オ 工事費内訳明細書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
 - カ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い場合
 - キ 電信、電話及びFAXによる入札
 - ク 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不适当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければなら

らない。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札公告に定める基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊春日井駐屯地で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、入札公告に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の要否等

契約書を作成するものとする。適用する契約条項については入札公告のとおり。

20 火災保険付保の要否

要

21 支払条件

前払金等

請負代金額が300万円以上の場合は、前金払いを利用することができる。利用可能額の上限は請負代金額の10分の4以内とする。低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

令和8年11月18日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時15分から午後5時までに
行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

24 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は 7 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和３年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成３０年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成２９年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和３年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和３年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和３年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（令和４年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成３０年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

標準競争参加資格確認申請書作成要領

本件に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 記載する工事は、平成20年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。
なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。
- (2) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (3) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (4) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (5) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (6) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (7) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (8) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。
また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定

の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成 16 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

入札公告のとおり。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、持参、FAX等により提出して下さい。ただし、正午から午後 1 時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。
書面の提出先
〒486-0803 春日井市西山町無番地
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
担 当：岩崎
TEL：0568-81-7183（内線345）
FAX：0568-81-9072
- (3) 説明を求められたときは、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

- (5) 資料提出に関する問い合わせ先
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
担 当：岩崎
TEL：0568-81-7183（内線345）

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 8 年 1 0 月 1 6 日付で入札公告のありました[公務員宿舍洗面台取替工事](#)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないこと、入札説明書第 4 項（1 0）及び（1 1）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7 (3) エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 4 入札説明書 7 (3) ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）
- 5 入札説明書第 7 項（4）に定める誓約書
- 6 [入札参加申込書](#)
- 7 [防衛省整備計画局建設制度官発行の資格結果通知書の写し](#)

以上

注 1） 上記資料は郵送、持参、F A X のいずれかで提出するものとし、[返信用封筒・切手等は不要とする。](#)

注 2） 4 項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	年 月～ 年 月
	受注形態	単体／ J V （出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号 ） 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
- 「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
- 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項 目		
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注者名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

記載要領

配置予定の技術者

会社名

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
最	終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有(CORINS 登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注者名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有(CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理 (主任・管理) 技術者等	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)

注： 1 不用な行は削除すること。
 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。

2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。

3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

落札者に依頼

別紙第8－2

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）

役 員 （記名・押印）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンス	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社当が存在しない		

注：1 不用な行は削除すること。

2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する 社内規則	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが 明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。

2 資料がある場合は、その写しを提出する。

3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

フランチャイザー（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

※別紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

入札参加申込書

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 殿

件	名	公務員宿舎洗面台取替工事
会	社	名
代表者役職・氏名		
法人番号		
住	所	〒 _____
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
担当者名		

本	件	担	当	陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎
T	E	L		0568-81-7183（内線 345）
F	A	X		0568-81-9072

※入札を辞退する際は必ず一報してください。

官側記載欄

チェック	コメント
☐	一般競争参加資格確認申請書等受領しました。
☐	競争参加資格の有無の通知です。確認ください。
☐	市場価格調査書を受領しました。
☐	月 日 時 分 入札書を受領しました。

工 事 数 量 算 出 表

工事件名	公務員宿舎洗面台取替工事				
名 称	概 要	単位	数量	算 出 基 礎	備考
1 機械設備工事					
(1) 撤去工事					
ア 洗面台撤去	再使用しない	組	30.0	仕様書 2 / 6 より	
イ タオル掛け撤去	再使用する	個	30.0	仕様書 2 / 6 より	
(2) 衛生器具設備					
ア 洗面台新設		組	30.0	仕様書 2 / 6 より	
イ 止水栓新設		個	60.0	仕様書 2 / 6 より	
ウ タオル掛け移設		個	30.0	仕様書 2 / 6 より	
2 その他工事					
(1) 発生材処分					
ア 収集運搬処分		式	1.0	仕様書 2 / 6 より	

入札書・内訳書を入れる封筒の記載例

外封筒

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊 岩崎 行き

件名： **公務員宿舍洗面台取替工事**

開札日時：令和8年11月27日 午前 9時00分

「入札書及び入札内訳書在中」

内封筒（入札書のみ）

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊 岩崎 行き

件名： **公務員宿舍洗面台取替工事**

開札日時：令和8年11月27日 午前 9時00分

「入札書在中」

内封筒（内訳書のみ）

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊 岩崎 行き

件名： **公務員宿舍洗面台取替工事**

開札日時：令和8年11月27日 午前 9時00分

「入札内訳書在中」

入 札 書

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

件名： 公務員宿舍洗面台取替工事

入札金額	(税抜)
------	------

規 格 : 仕様書のとおり

単 位 ・ 数 量 : 1 式

工 事 場 所 : 仕様書のとおり

工 期 : 契約締結日～令和9年3月31日

入 札 保 証 金 : 免除

上記の金額をもって、入札条件及び契約条項承知の上入札いたします。

当社は暴力団排除に関し入札心得に定める事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

住所 業者名 代表者役職・氏名 電話番号 担当者氏名 担当者電話番号

※ 工事費内訳明細書が白紙である場合、その入札は無効

※ 工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合、その入札は無効

※ 工事費内訳明細書は、表紙のみに業者名を記載すること

工事費内訳明細書の作成方法

交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

※☒ 入札書の日付は提出日（郵送日）とする。

※入札内訳書は入札書とは別の封筒に入れること。

入札書提出日時に間に合わず、無効になる案件が多発しています。

早めの提出をお勧めします。

○ 工事費内訳明細書の作成方法

交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。

また、直接工事費の明細書については交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）

工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

入札内訳書

件名： 公務員宿舎洗面台取替工事

住所
業者名
代表者役職・氏名
電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

細部別紙のとおり

※このページに金額を記載した場合は無効とする。

入札内訳書（別紙） 1

[illegible]

直接工事費内訳書

[illegible]

市場価格調査書

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

提出期限：令和8年11月20日 12時00分までにFAXしてください。

FAX：0568-81-9072

件名：公務員宿舍洗面台取替工事

市場価格	(税抜)
------	------

規格：仕様書のとおり

単位・数量：1式

工事場所：仕様書のとおり

工期：契約締結日～令和9年3月31日

入札保証金：免除

工事準備期間：約 日間 ←記載願います

工事施工期間：約 日間 ←記載願います

工事後書類提出期間：約 日間 ←記載願います

令和 年 月 日

住所
業者名
代表者役職・氏名
電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

市場価格内訳書

[illegible]

市場価格調査書（直接工事内訳書）

[illegible]